

意見書案第13号

主要農作物種子法廃止の撤回及び公的な種子制度の維持・強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

” 石田和子

” 佐野仁昭

” 山田益男

” 岩隈千尋

” 堀添健

主要農作物種子法廃止の撤回及び公的な種子制度の維持・強化を求める意見書

本年4月14日、主要農作物種子法（種子法）を廃止する法律が成立し、来年4月1日から同法は廃止されることとなった。

これにより、米、麦、大豆は、我が国の農業と国民の食生活を支える主要作物であるところ、1952年からこれらの種子を100%国産で賄ってきた法的かつ予算の根拠が失われることになる。

とりわけ基幹作物としての米は、価格、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念される。

農業協同組合、生活協同組合などの生産者、消費者双方から不安の声が上がっており、これらの団体は、「将来的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場に影響を及ぼす可能性もある」「日本の食の安全、食料主権が脅かされる」と訴えている。

国は、種子法が民間の品種開発意欲を阻害していると主張するが、現行制度でも民間参入は可能であり、規制緩和路線の下に国の責任を放棄し、外国資本も含む民間の種子開発への参入を積極的に進めることは、食料の安定供給の確保を農林水産省の任務と定めた農林水産省設置法に反するものである。

さらに、本年5月11日に成立した農業競争力強化支援法においては、種苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供することが定められており、また、同月25日に成立した農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律により、農地の転用規制の緩和が更に進められている。

これらがあいまって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むことや、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧される。

よって、国におかれては、食料主権の観点から日本の種子を保全するため、種子法の廃止を撤回されるとともに、公的な種子制度を維持・強化する積極的な施策を実施されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
農林水産大臣